

市内中心市街地活性化基本計画区域内に出店される皆さまへ

中心市街地活性化対策資金のご案内

- **融資対象者** : 次の要件を満たしている方（個人・会社）
 - ① 同一の事業を引き続き1年以上営み、小売業、卸売業、食事の提供を主目的とする飲食業、旅館業（ラブホテル等は除きます。）、又はサービス業（娯楽業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業は除きます。）を営む方
 - ② 営業許可・登録を必要とする業種の場合は、その許認可等を受けた日から1年以上経過している方
 - ③ 市税（市外に主たる事業所を有する場合は、当該事業所の所在地の市町村税）を完納している方
- **資金用途** : 市内中心市街地活性化基本計画区域内で、次の事業（現在営む事業と同一の事業に係るものに限ります。）を行うために必要な資金
 - （設備資金）
 - ◇店舗等の建設又は取得のための土地取得事業
（原則として1年以内に建物の建設に着手することが必要です。）
 - ◇店舗等の建設、取得及び増改築事業
 - ◇店舗等の改装事業
 - ◇設備設置事業
 - ◇商業用賃貸施設整備事業（不動産賃貸業を営む方に限ります。）
 - （運転資金）
 - ◇店舗等を借り受ける際の入居保証金
 - ◇出店に伴うじゅう器・備品等の購入及び商品の仕入れ等に必要な資金
- **融資限度額** : 10億円
- **融資期間** : 設備資金 15年以内（融資後4年以内据置可）
 運転資金 8年以内（融資後2年以内据置可）
 設備資金・運転資金合わせて融資を受ける場合は、8年以内
 元金均等月賦償還（融資後2年以内据置可）
- **利率** : 年1.3%以内（信用保証付は0.9%以内）
- **担保・保証人** : 金融機関の定めるところによります。
- **申請期間** : 年間随時（計画決定前、契約前に必ずご相談ください。）
- **申請先** : 指定金融機関

◆ 事業の着手時期については、金融機関及び信用保証協会の定めに従ってください。

詳しいお問い合わせは…

高崎市指定金融機関、または高崎市商工観光部商工振興課金融担当（市庁舎13階）へ

☎ 027-321-1258（直通）

■ 申請に必要な書類（提出部数は1部） 添付書類は写しで結構です。

- ① 高崎市中小企業等振興資金融資確認書
（金融担当窓口、市ホームページ、指定金融機関で取得できます。）
- ② 【法人の場合】・決算書の写し（決算報告書の部分のみで結構です。）
・市町村民税の確定申告書（第20号様式）の写し
複数の市に事業所等を有する場合は、市町村民税の確定申告書における課税標準の分割に関する明細書（第22号の2様式）の写し
【個人の場合】 確定申告書の写し
- ③ 許認可等を要する業種はその許可書・認可書の写し
- ④ 【不動産取得の場合】 不動産登記事項証明書
- ⑤ 【建物・設備資金の場合】 見積書・カタログ・図面等
- ⑥ 事業所、取得予定地等の案内図
- ⑦ その他市及び金融機関の指定する書類
（建築確認の確認済証の写し、賃貸借契約書の写し、地主・家主の承諾書など）

■ 融資の手順

- ① **融資相談**
↓
借入希望の指定金融機関へ融資のご相談をしてください。
- ② **融資確認**
↓
融資対象者要件、資金用途等が当該融資制度にあてはまるか確認します。
高崎市中小企業等振興資金融資確認書に必要事項を記入し、上記の必要書類をお持ちになって、商工振興課金融担当までお越しください。
（金融機関の方でも結構です。）
資格要件確認後に確認書を返却します。
- ③ **申込み**
↓
借入希望の金融機関へ確認書を添えて、融資の申込みをしてください。
- ④ **審査**
↓
金融機関は審査を行い融資の可否を決定します。
信用保証協会の保証を利用する場合は、保証協会にも保証依頼が必要となります。
- ⑤ **融資実行**
↓
金融機関で融資決定（信用保証協会の保証を利用する場合は保証承諾後）となると、所定の手続きを経て融資実行となります。
- ⑥ **実行報告**
融資実行後、金融機関から市へ以下の書類を提出していただきます。
 - ・融資実行報告書
 - ・市町村民税の納税証明書（完納の証明）※融資実行前に取得
 - ・暴力団排除に関する誓約書